

平成30年11月20日（火）神戸開催

## 【事例発表①】

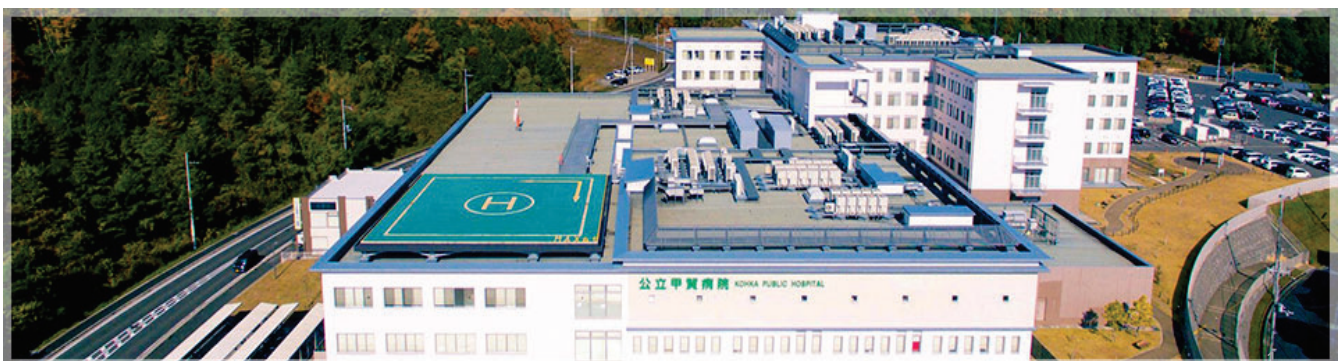
# 夜勤看護師確保対策 育児短時間勤務者の夜勤協力を得るために

滋賀県 公立甲賀病院  
看護部長 北林 栄

## 公立甲賀病院の概要

- \* 滋賀県南部に位置する  
甲賀医療圏 人口約14万人
- \* 高齢化率  
甲賀市22.1% ・ 湖南市22.9%
- \* 甲賀市・湖南市の2市を経営母体とする公立病院
- \* H31年4月より独立行政法人化予定

近畿地方全図



# 公立甲賀病院の概要

**理念** 私たちは個人の人格を尊重し思いやりの心を持って信頼される全人的医療を実践します。

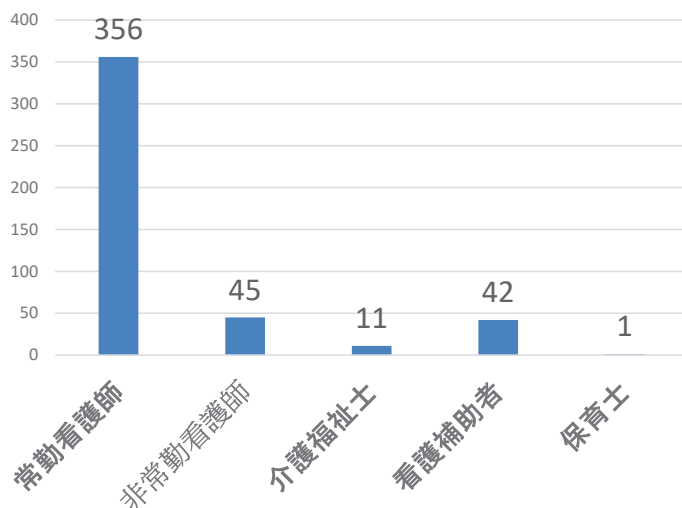
- **主な指定施設** 地域医療支援病院・災害拠点病院・がん診療連携拠点病院・救急告示病院等
- **病床数:** 413床 1日平均入院患者数 332.1人 稼働率79.1% (H29年度)  
急性期6病棟・緩和ケア・HCU・回復期・地域包括ケア病棟
- **診療科:** 34科 1日平均外来患者数 930.9人 (H29年度)
- **全職員数** 854人(内、看護部455人)
- **院内24時間保育所完備** 病後児保育あり
- **夜勤体制**  
2交代: 16時30分～9時30分  
3交代: 準夜 16時30分～1時15分  
深夜 0時30分～9時15分  
2交代と3交代のミックス型

2

## 看護部理念

私たちは患者さんや地域住民の皆様の尊厳と権利を尊重し、質の高い看護を提供します。

H30.4看護部職員構成



看護部職員数

455人

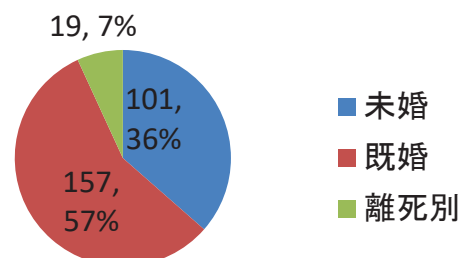
平均年齢

42.2歳

平均勤続年数

10年11ヶ月

### H30 婚姻状況



3

# 医療勤務環境改善の取り組みの背景

## 夜勤看護師不足問題

### 【背景】

・平成28年頃より育児短時間勤務制度を利用しながら正職員として働くが、夜勤をしない看護師が増加。深夜勤務制限請求の届け出規則がなく希望者にはすべて免除していた。

### 【平成28年度の状況】

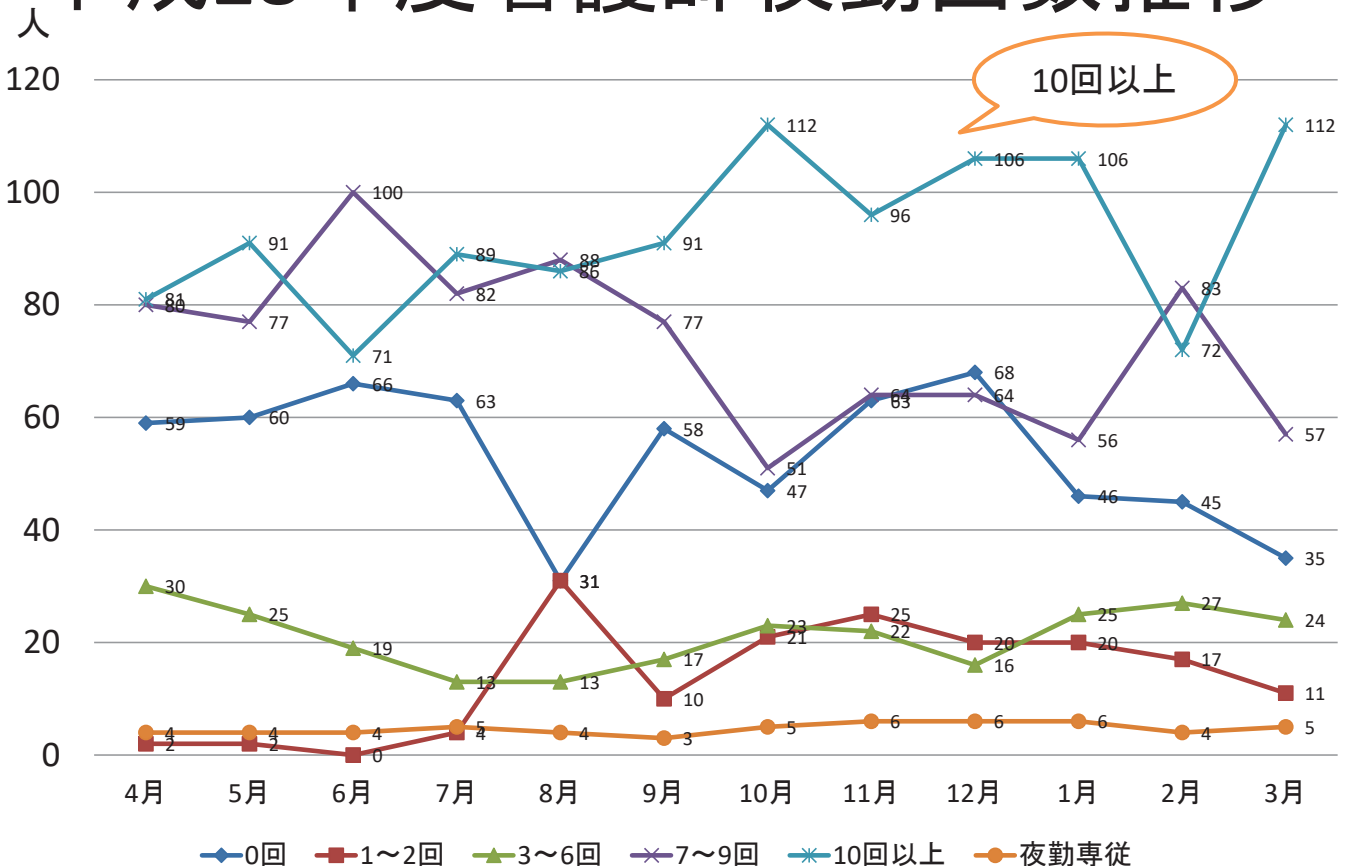
- ・育児短時間勤務者、延べ人数60人、全体の14% その内、病棟配属で夜勤従事者は9人
- ・夜勤ができる看護師は全体の61%となり、月10回以上夜勤をしている看護師は夜勤者の36%となった。

### 【夜勤ができない要因】

- ・核家族であり、育児支援者がいない。
- ・夫の育児参加が少なく、仕事への理解が乏しい。
- ・「夜に子どもを預けてまで働きたくない」という価値観
- ・夜間保育所利用に対する抵抗・不安
- ・子の障害、上の子の学校、市の保育所への送り出しができない。
- ・夜勤中に子どもの体調不良への対応ができない

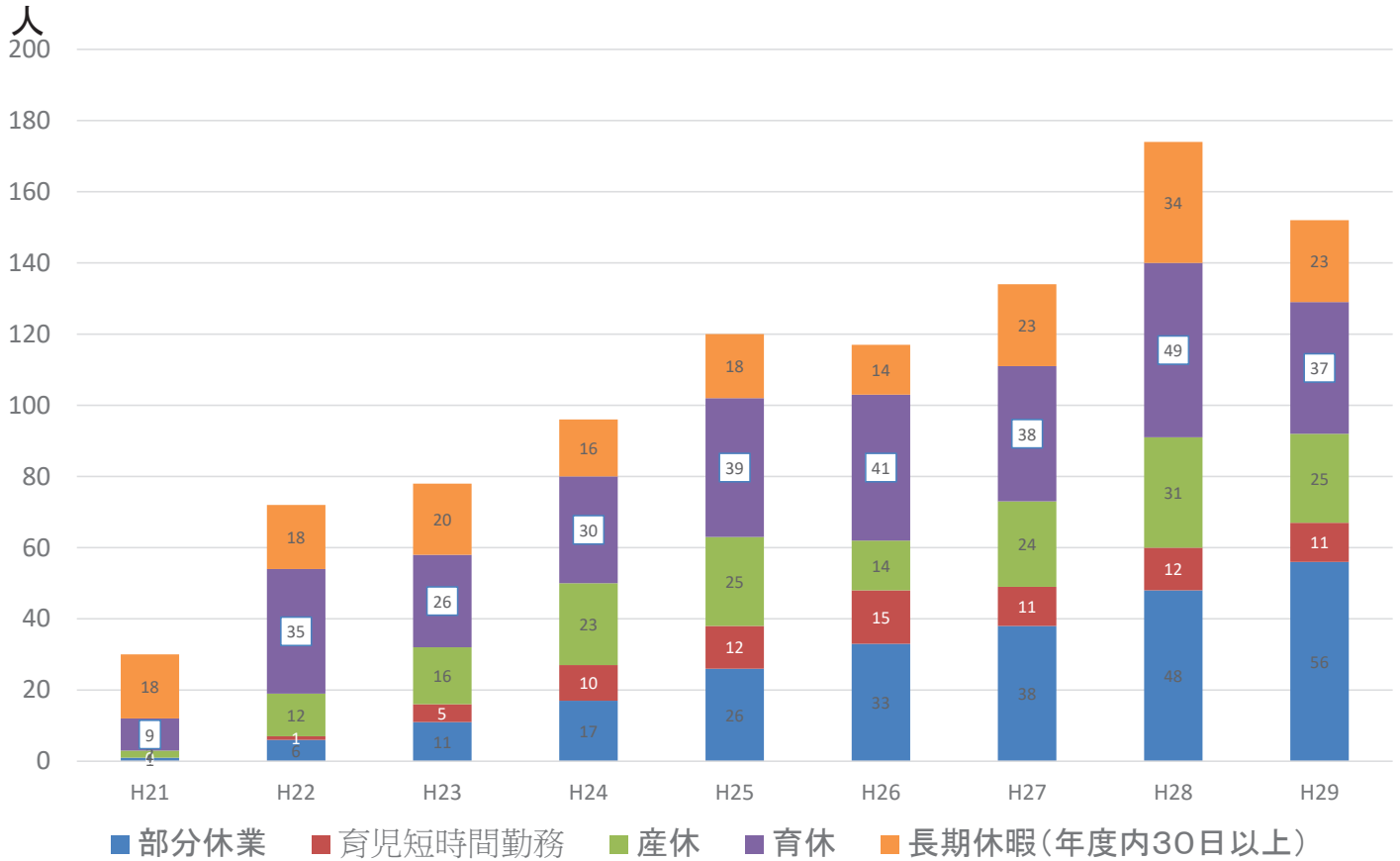
4

## 平成28年度看護師夜勤回数推移

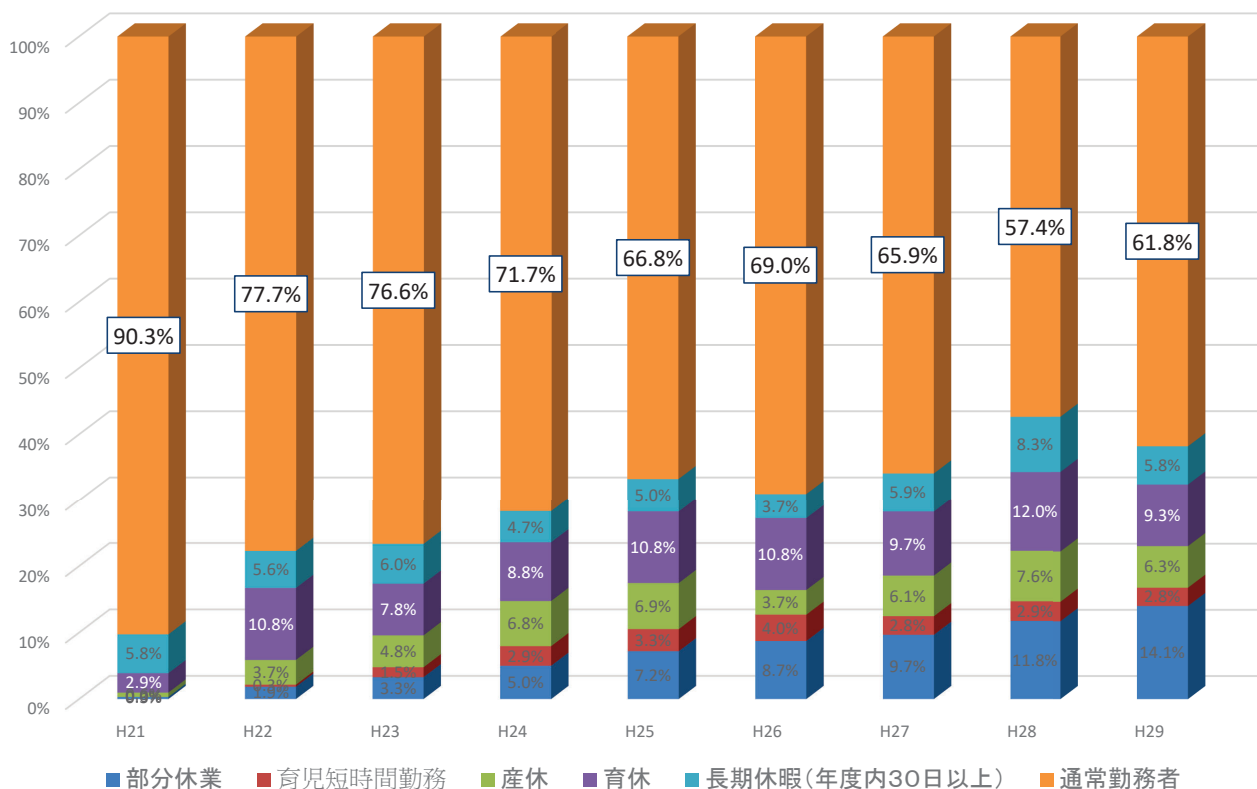


5

# 育児部分・短時間・産休・育休・長期休暇者推移



# 育児部分・短時間・産休・育休・長期休暇者割合



# 医療勤務環境改善の取り組み内容

年月	取り組み内容
H29年2月	<b>育児短時間勤務看護師集会</b> 第1回 開催 現状の説明 夜勤協力をお願い アンケート等
H29年3月	<b>育児短時間勤務看護師集会</b> 第2回 開催 1. 夜間院内保育所の利用について 2. 「深夜勤務制限請求書」の書類提出について 3. アンケート結果 意見交換
H29年4月	滋賀県看護協会WLB推進ワークショップ参加表明 病院プロジェクトチーム「夜勤看護師確保」問題
H29年5月	医療勤務環境改善支援センターの社会保険労務士への相談依頼 面談 ➡ <b>「法的根拠を遵守しながら進める必要あり」</b>
H29年6月	日本看護協会インデックス調査の実施
H29年9月	<b>育児短時間勤務看護師集会</b> 第3回 開催 病院長、社会保険労務士、人事課、保育所長 同席 現状の説明 <b>深夜勤務制限請求申請を法的根拠に基づいて行うことの説明</b> 意見交換 アンケート等
H29年9月～ 10月	育児短時間勤務看護師と副看護部長との面談 勤務状況・夜勤開始の計画・抱える問題など

8

# 医療勤務環境改善の取組内容

年月	取り組み内容
H29年10月	第1回 <b>「深夜勤務制限請求書」「時間外勤務制限請求書」 提出者判定会</b> 担当者: 副院長・事務次長・人事課長・看護部長・副看護部長 提出者 24名 承認可12名 承認不可12名
H29年11月	深夜勤務制限請求書・申請結果を、副看護部長より個別面談にて説明
H30年4月	産休前面談を開始 <b>「ママさんパンフレット」</b> の活用 産前より、育児両立支援・深夜勤務制限の承認制度について説明
H30年5月	院内保育所と看護管理部会議 夜間保育可能日 月4回から5回へ 夜勤明け保育開始(10月～) 夜勤利用状況PC利用
H30年7月	社会保険労務士との面談 副院長 看護管理部 WLBリーダー 「WLBと労働法」研修 現状報告と課題の相談

9

# 取り組み1

## 育児短時間勤務看護師集会

### 第1回

「夜勤看護師不足問題」の課題共有

夜勤協力依頼

看護部のみ

### 第2回

夜勤ができない看護師に「深夜勤務制限請求書」提出を説明

看護部・人事課・  
保育所同席

### 第3回

「深夜勤務制限請求」申請を法的根拠に基づいて行うことを説明

看護部・院長・人事課・  
保育所・社労士同席

10



pixta.jp - 5764859

## 育児短時間勤務 看護師集会での意見 アンケート結果より

### 第1回

- ・夜勤者不足の現状は理解できた
- ・夜勤ができない現状を理解してほしい。
- ・圧力を感じる

### 第2回

- ・保育所を利用したい。
- ・夫の協力が無い。
- ・子どもに負担がかかる。
- ・夜勤ができないので、非常勤に変わる

### 第3回

- ・院長・社労士さんに参加してもらえてよかったいろんな意見が聞けてありがたかった。
- ・保育所・看護部とも考えてくれていると思った。
- ・プレッシャーでしかない。

11

## 取り組み2 「深夜勤務制限請求」承認制度

請求者は全員承認

請求者の要件を確認し、判定会で審議し決定する

判定結果説明: 副看護部長が個別面談

### 要件とは

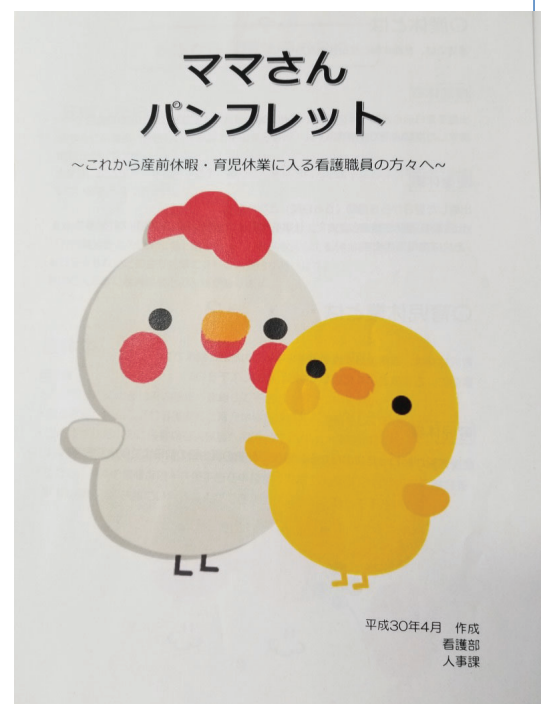
- 同居の親族(16歳以上)が深夜において就業している。
- 同居の親族(16歳以上)が負傷、疾病、身体上または精神上的の障害により養育または介護が困難である。
- 同居の親族(16歳以上)が産後6週間または8週間以内である。

## 取り組み3 ママさんパンフレットの活用

ママになっても  
安心して働き続けられるために  
妊娠中期に配布  
産前面談で説明

### 目次

- 1.産前・産後・育児休暇について
- 2.復帰後の子育て支援について
  - ・育児短時間勤務・看護休暇等
  - ・深夜勤務制限・時間外制限制度



# 取り組み4 院内保育所との連携

保育所と看護部の連携強化を図る。

・利用者のニーズを聴き、活用しやすい保育所にする。

1. 夜勤前の保育時間の見直し

16時⇒15時50分

2. 夜勤明け保育時間の延長(16時まで)

月1回 希望者に実施

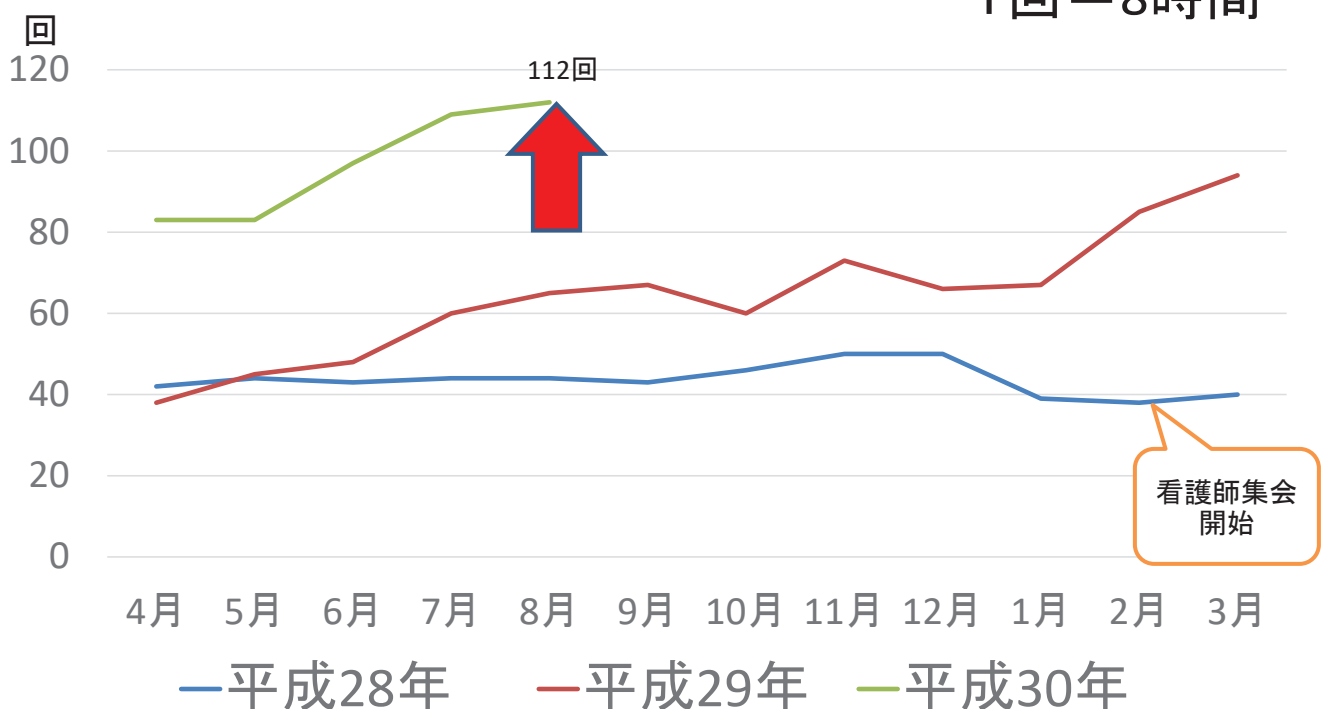
3. 利用者の休日保育

検討中

14

## 医療勤務環境改善の成果 育児短時間勤務者の夜勤回数の推移

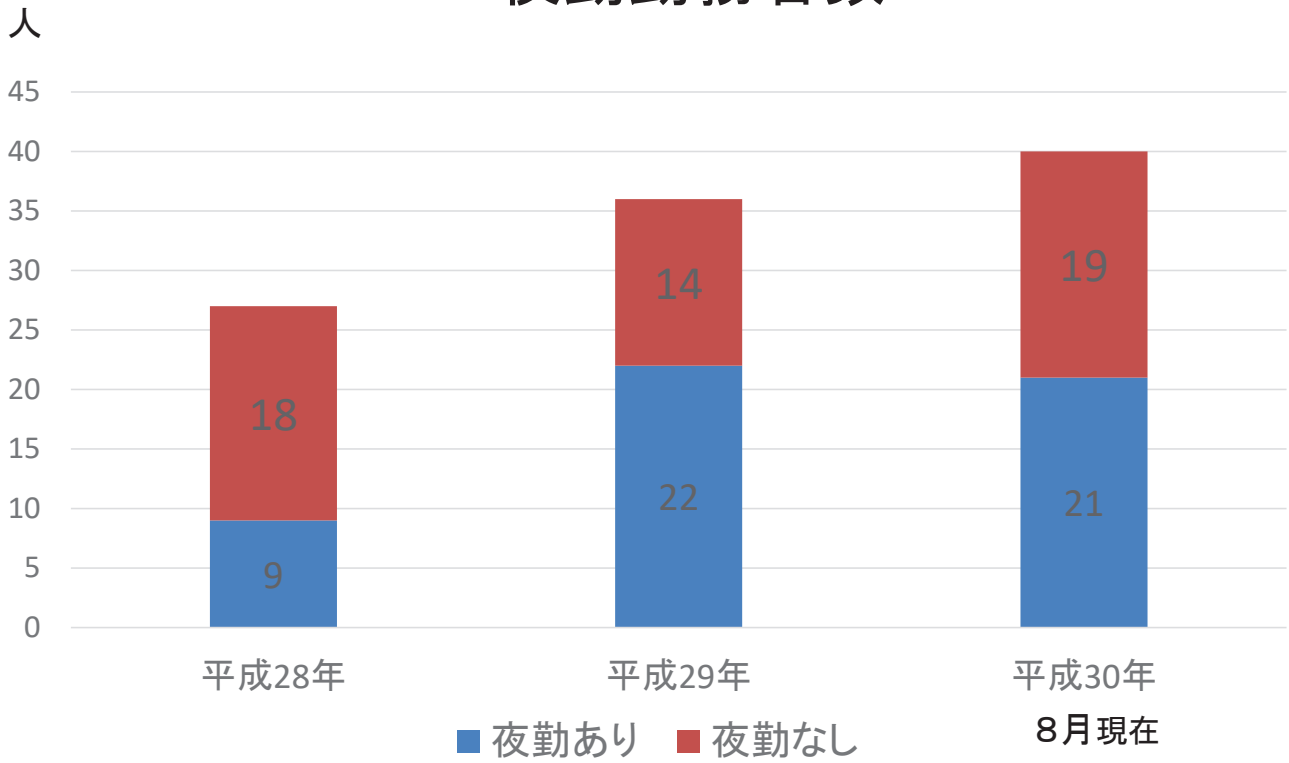
1回=8時間



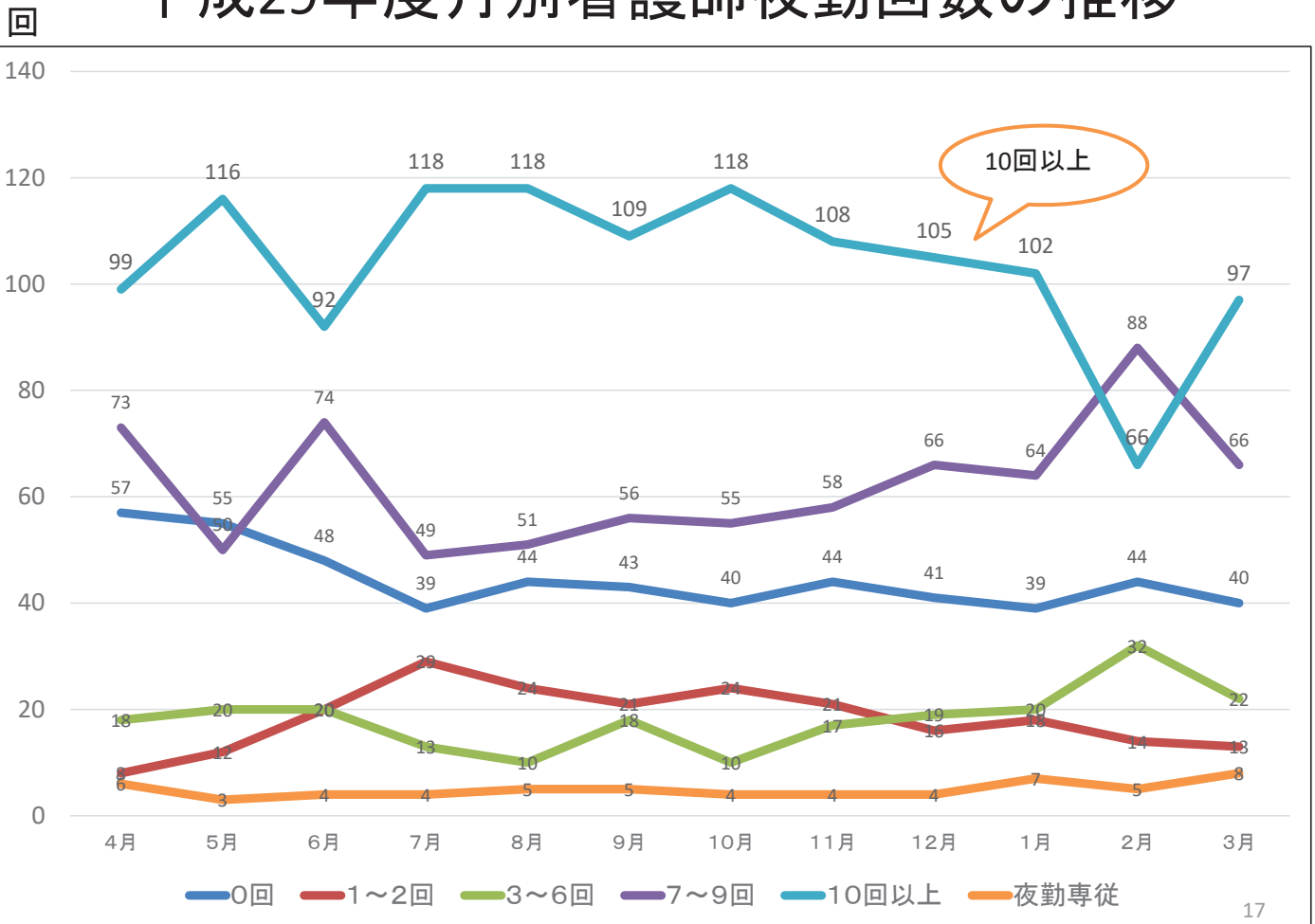
15



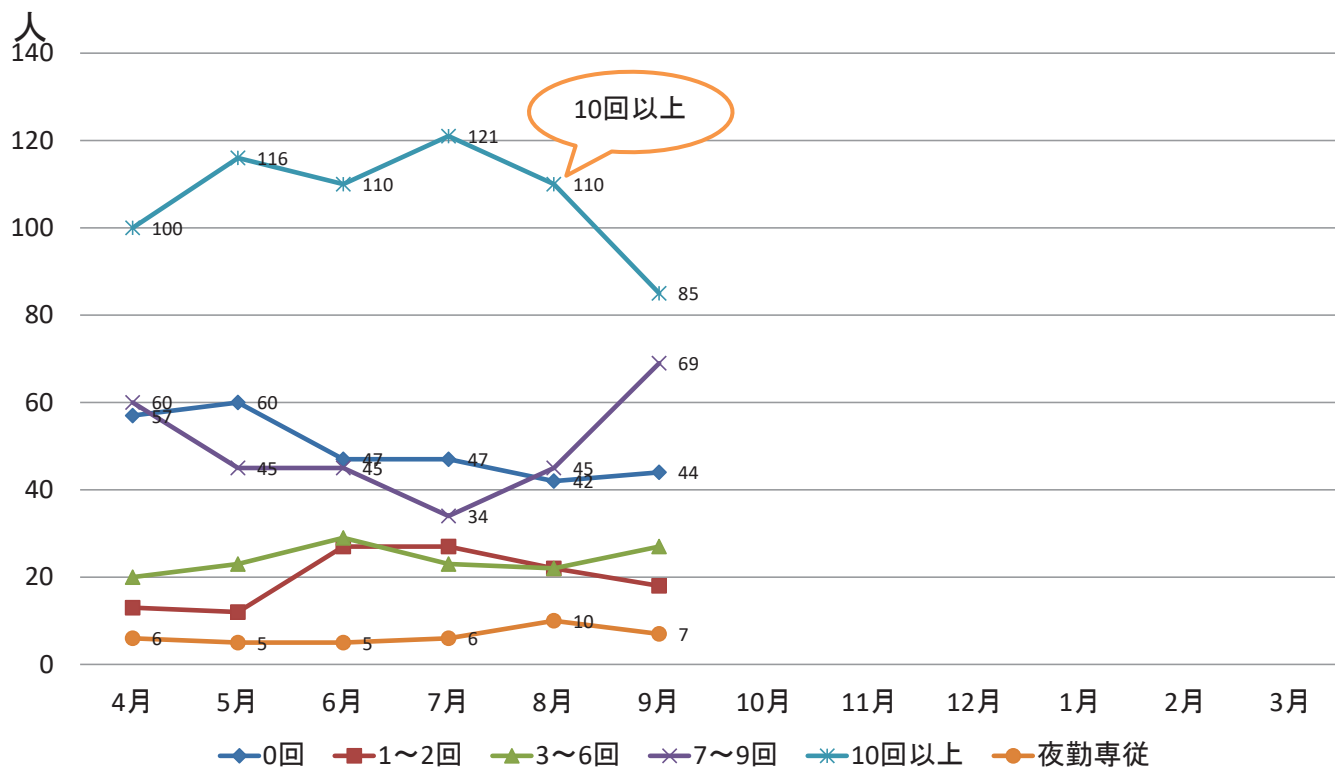
# 病棟配属の育児短時間勤務者の 夜勤勤務者数



# 平成29年度月別看護師夜勤回数の推移



# 平成30年度月別看護師夜勤回数の推移



18

## 医療勤務環境改善の成果

1. 育児短時間勤務看護師の夜勤時間の増加  
523時間(H28) ➡ 768時間(H29) ➡ 484時間(H30.8)
2. 社会保険労務士への相談、支援を受けることで法的根拠に基づいた改善「深夜勤務制限承認制度」をつくることができた。
3. 看護師集会・副看護部長面談などを行うことで、課題を共有でき、個別の問題や思いを知ることができた。

19

## 医療勤務環境改善の今後の取組み (課題に感じていること、今後の予定/期待など)

1. 多様な勤務を受け入れる風土づくり
2. 夜勤勤務者の確保、過剰な夜勤負担の改善  
育児短時間勤務者への継続的な夜勤協力の働きかけ
3. 夜勤業務負担軽減策、長時間夜勤(16時間)の改善
4. 50代以上の看護師の夜勤負担軽減

20

## これから取り組まれる医療機関への メッセージ

- 現状を可視化し把握、分析することで課題が明確になる。
- 合意形成のためには、自由な発言、発散の場を設け、まず、思いを受け止めることが必要である。
- 組織全体で取り組み、しくみをつくり定着させることで改善できる。
- 「右手に愛情、左手に法律」のバランスを考えながら焦らずに進めていく。

21

ご清聴ありがとうございました。

